

補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注について

令和元年12月本市財政局により新たに「補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注ガイドライン」が示されたことにより、当該補助要綱の改正を行いました。つきましては、補助金等交付事業について次のとおり対応をお願いします。

1 基本的な規定

別紙、「周知用チラシ」を参照

2 入札について（補足）

(1) 一般競争入札：

原則、市内中小企業者により入札を行ってください。ただし、①②いずれかの手続きを行い、市内中小企業者では対応できないことを確認した場合は市外企業も含めて入札を行っても構いません。

① 川崎市登録業者名簿を用いて、市内の複数社から下見積を取り、対応できないことを確認

② 市内中小企業者だけで入札を行い、落札者が出ない

(2) 指名競争入札：市内中小企業者を2者以上指名してください。

(3) 見積合せ：市内中小企業者を2者以上含めてください。

※その他、公募により選定された事業者については、募集要項等に規定されている事項も御確認ください。

3 実績報告

(1) 該当する契約案件がある場合（例外を含む）は、「発注実績報告書」等をご提出ください。詳しくは、周知用チラシ及び報告書様式を御確認ください。

(提出資料)

①発注実績報告書（契約した案件を記入）

②発注実績報告書別紙（指名先等全てを記入）

添付書類）契約結果の分かる書類の写し（見積合せの場合は、各見積書。一般競争・指名競争入札の場合は、入札の札。一般競争入札の場合は併せて広告）

③入札（見積り）に係る理由書

(2) 発注実績については、本市財政局へ報告します。

その他、追加で資料提出を求める場合があります。